

岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2023年の大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機に、大河ドラマ終了後も見据えた地域経済の持続的発展を目指し、『徳川家康公の生誕地“岡崎”』に加え、19歳から29歳までの間に岡崎城に居城を構えた『“若き家康公”の岡崎』の歴史・文化・魅力を全国に情報発信するとともに、観光振興による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係機関との連携を図り、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大河ドラマを活用した事業による地域活性化を図ること。
- (2) 大河ドラマを活用した観光誘客事業を実施すること。
- (3) 大河ドラマを活用した事業に係る情報を発信すること。
- (4) 徳川家康公の顕彰に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、経済、観光及び歴史・文化などの必要な事業を行うこと。

(協議会の会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる団体又は組織とする。

- (1) 岡崎商工会議所
- (2) 岡崎市六ツ美商工会
- (3) 岡崎市ぬかた商工会
- (4) 一般社団法人岡崎市観光協会
- (5) あいち三河農業協同組合
- (6) 岡崎市青年経営者団体連絡協議会
- (7) 岡崎市

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、岡崎市長とする。

- 3 副会長は、岡崎商工会議所会頭及び一般社団法人岡崎市観光協会会長とする。
- 4 監事は、岡崎市六ツ美商工会会長及び岡崎市ぬかた商工会会長とする。
- 5 協議会に、役員として顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の財産及び会計並びに事業の執行の状況を監査し、報告するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を会長に請求するものとする。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置く場合は、総会の議決を求めなければならない。

- 2 顧問は、必要に応じて助言を行う。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算の決定に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営及び事業に係る重要事項に関すること。
- 4 総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員から招集請求があったときに開催する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、総会に関係者の出席を求めることができる。
- 6 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。
- 7 前項の議事録には、会長が指名した者が署名する。

(定数及び議決)

第9条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(任期)

第10条 役員の任期は、第17条の規定により協議会を解散する日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(幹事会)

第11条 協議会の目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 第3条各号に掲げる事業を計画し、及び立案すること。
- (2) 1,000万円を超える契約を審議すること。
- (3) プロポーザルによる事業者選定に関する審議等を行うこと。
- (4) その他会長が必要と認める事項

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は、岡崎市経済振興部長とする。

5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

6 副幹事長は、幹事長が指名する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 幹事は協議会を構成する団体又は組織の担当者をもって充てる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、岡崎市からの負担金及び外部からの補助金等の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会を設置した日の属する会計年度は、協議会の設立の日から翌年の3月31日までとする。

(会計事務の取扱い)

第14条 協議会の会計事務の経理方法については、公金に準じた取扱いをする。

(決算)

第15条 協議会の会計報告は、会計年度終了後遅滞なく作成し、3か月以内に監事の監査を受けて、総会の承認を得るものとする。

2 会計年度終了時に剰余金が発生した場合は、次年度に繰り越すことができる。

(専決処分)

第16条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、総会で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会で報告し、承認を受けなければならない。

(解散)

第17条 協議会は、総会の議決をもって解散する。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、事務局を岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所の岡崎市経済振興部内に設置する。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年9月14日から施行する。